

常総市選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により，常総市
条例制定請求代表者（堀越 道男 他5名）から提出された常総市条例制定請求者署
名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月27日

常総市選挙管理委員会
委員長 五月女 安彦



- 1 縦覧の期間 令和3年5月28日から令和3年6月3日まで
- 2 縦覧の場所 常総市役所 本庁舎3階 常総市選挙管理委員会事務室